平成２３年（フ）第４６６号
大阪市生野区田島１丁目14番22号
破産者　株式会社アクトグラフィコ
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９７０号
大阪市西区千代崎３丁目１番48号
破産者　株式会社ジーコックス
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９９８号
大阪市西区江之子島１丁目７―３奥内阿波座駅前ビル803号
破産者　株式会社アトランティコクラブ
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０５２号
大阪市北区西天満３―５―18　第三新興ビル２階、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区西天満３丁目６番22号北大阪屋ビル403号室
破産者　株式会社タップＣＲ
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０７６号
大阪市西区南堀江３丁目８番３号
破産者　有限会社セント建設
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３０号
大阪府松原市高見の里６丁目21番６号、前住所奈良県生駒市小明町1144番地３　ジースイーツ712
破産者　北嶋　幸蔵
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８７８号
堺市堺区戎島町四丁20番地
破産者　有限会社伸英製作所
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９５４号
大阪府富田林市寺池台５丁目14番16号
破産者　株式会社オリエントツーリスト
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９６４号
広島市西区商工センター２丁目４番７号
破産者　株式会社ラブエル
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６２７号
広島市安佐北区小河原町2387
破産者　トーワテクノ株式会社
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３号
千葉県八街市東吉田22番地38
破産者　株式会社松崎工業所
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２０２７５号
東京都目黒区東山２丁目10番13号
破産者　株式会社ＷＯＲＬＤ　ＥＮＤ（旧商号株式会社アゴスト）
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９６号
神奈川県綾瀬市綾西４丁目６―18
破産者　野地　俊明
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８号
東京都八王子市川町244番地32
破産者　木下　順敬
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１８１号
東京都八王子市元本郷町４丁目20番25号
破産者　有限会社ハイワーク
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４６２号
横浜市金沢区富岡西３丁目33番16号
破産者　株式会社アンドー企画
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１号
愛媛県今治市共栄町２丁目２番地32
破産者　株式会社ファミリー割烹・共栄
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第４８号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地189番地１
破産者　有限会社ヤオキ開発
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２２年（フ）第２２４号
沖縄県沖縄市字古謝1010番地３
破産者　田場　盛勇
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１９号
静岡県下田市河内696番地の１
破産者　土屋　一夫
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第１７２９号
大阪府摂津市鳥飼本町３丁目３番30―301号
破産者　立川　英一
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６号
釧路市武佐３丁目30番14号
破産者　菊池　典子
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所